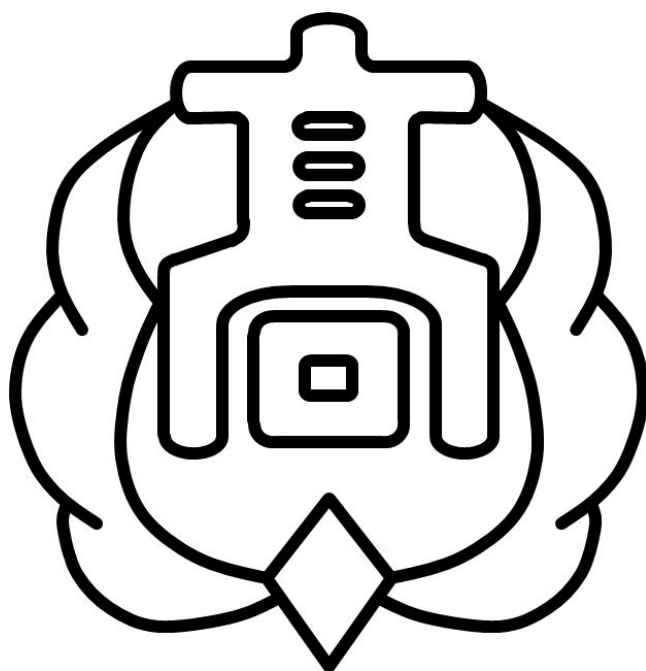


職員必携

令和 7 年度版



沖縄県立 南部商業高等学校
沖縄県立 やえせ高等支援学校

職員必携 目次

I 沖縄県立南部商業高等学校・沖縄県立やえせ高等支援学校職員の服務 1～5

1. 勤務時間の割り振りに関する規程 . . . 1
2. 職員会議に関する規程 . . . 1
3. 学校運営委員会に関する規程 . . . 2
4. 学校評価員に関する規程 . . . 2
5. 各部主任、学年主任、教務主任、学級担任の職務内容 . . . 3
6. 職員週番服務要領 . . . 4
7. 県外研修視察に関する規程 . . . 4

II 生徒の管理及び指導に関する規程 6～17

1. バススト等による場合の取り扱い . . . 6
2. 生徒指導に関する規則 . . . 7
3. 生徒心得 . . . 8
4. 部活動に関する規程 . . . 11
5. 合宿に関する規程 . . . 11
6. 生徒派遣に関する規程 . . . 12
7. 派遣費等の支出規程 . . . 13
8. 進学・就職に関する規程 . . . 16

III 教務内規 18～27

- 1-1. 【南部商業高等学校】成績評価等に関する内規 . . . 18
- 1-2. 【やえせ高等支援学校】成績評価等に関する内規 . . . 22
2. 出欠席に関する内規 . . . 23
3. 表彰に関する内規 . . . 25
4. 考査に関する心得 . . . 26
5. 技能審査の成果に対する単位認定 . . . 26
6. 生徒の外国留学に関する規程 . . . 26

V 施設等の使用管理に関する規程 28～33

1. 防火防災規程 . . . 28
2. 図書館利用規程 . . . 29
3. 体育館等施設管理運営規程 . . . 30
4. 体育館施設使用心得 . . . 31
5. プール使用心得 . . . 31
6. 学校車(マイクロバス・ワゴン車)の管理・運用に関する規程 . . . 32

VI 諸会則 34～40

1. 沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校 P T A 会則 . . . 34
2. 家庭教育支援会議設置要項 . . . 37
3. 沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校同窓会会則 . . . 38
4. 沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校職員互助会規約 . . . 40

規定は変更することがあり、改訂された規定は職員、在校生徒及び保護者に適用される。

I 沖縄県立南部商業高等学校職員・沖縄県立やえせ高等支援学校職員の服務

1 勤務時間の割り振りに関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振りに関する規程（昭和47年5月27日教育委員会規則第22号）第3条の規定に基づき、沖縄県立南部商業高等学校職員・沖縄県立やえせ高等支援学校職員（以下「職員」という）の勤務時間の割り振りに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次のとおりとする。
月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

第3条 職員の休憩時間は次の通りとする。
午後1時00分から午後1時45分まで

第4条 土曜日、日曜日は、勤務を要しない日とする。但し、文化祭、体育祭、その他恒例の年間行事計画のためやむを得ない場合は、土曜日、日曜日を勤務を要する日として、臨時に振り替えることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行
- 2 平成14年3月31日以前の改正年月日、施行年月日は省略する。
- 3 平成14年4月1日から施行
- 4 平成21年4月1日から一部改正
- 5 平成23年9月一部改正
- 6 平成28年3月一部改正
- 7 令和4年10月一部改正

2 職員会議に関する規程

(目 的)

第1条 校長は、その職務を補助させるため、職員会議を置き本校職員をもって組織する。
2 職員会議は、校長が主宰する。
3 職員会議は、校長が必要と認めた校務について審議し、伝達を行い、及び職員相互の連絡調整を行うものとする。
4 前項に定めるもののほか、職員会議に必要な事項は、校長が定める。

第2条 校長は、職員会議を円滑に運営するため、必要な事項を第3条以下に定める。

第3条 職員会議は、月1回を原則とするが、校長が必要と認めたときは、その限りでない。
2 簡易な議題で緊急を要する議案については、職員朝礼で審議することができる。

第4条 職員会議へ提案する予定の議案は、事前に教務に提出し教頭と調整する。
2 教頭は、係りと調整した議案を校長と調整し処理する。
3 調整された議案は、学校運営委員会に諮り、職員会議に提案する。
4 職員会議の資料は、教務及び関係部所の責任において作成する。
5 議題は、審議事項、報告・伝達事項、その他に分類する。

第5条 職員会議の運営にあたっては、次のとおりとする。

- 2 職員会議の司会は、南部商業高等学校正副クラス担任、やえせ高等支援学校正副担任の順で行う。
- 3 職員朝礼の司会は、南部商業高等学校、やえせ高等支援学校のクラス担任以外の職員が輪番であたり教務が会議録を記録する。
- 4 職員会議の会場設営、出席の確認及び会議録の記録は司会ペアが行う。
- 5 職員会議は、十分に審議し職員の総意をまとめ校長は判断する。

第6条 会議録は、教頭が保管する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年2月21日から施行
- 2 平成28年3月一部改正

3 学校運営委員会に関する内規

第1条 この規程は、学校運営が計画的かつ円滑に行われることを目的とする。

第2条 学校運営委員会（以下、運営委員会という）の組織は、校長・教頭・各部主任・学年主任・商業科主任・普通科代表を持って構成し、必要に応じ関係職員を含めることができる。

第3条 校長は、必要に応じて、運営委員会を開くことができる。

第4条 運営委員会は、次の事項を処理する。

- 1 学校運営に関する企画審議
- 2 学校施設設備等の企画推進
- 3 年間行事計画の立案
- 4 諸行事の企画
- 5 定例職員会議に提出する議題の事前調整
- 6 職員会議より付託された事項を審議決定し報告する。
- 7 緊急必要な事項で職員会議に上程できないものの審議処理。ただし、この場合には事後において職員会議の承認を得る。
- 8 その他必要な事項

4 学校評議員に関する規程

第1条 この内規は、沖縄県立学校評議員設置要綱に基づき、沖縄県立南部商業高等学校・沖縄県立やえせ高等支援学校学校評議員（以下、「学校評議員」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 学校評議員は、学校（校長）の求めに応じ、学校運営に関する事項について意見を述べるものとする。

第3条 学校評議員の数は、5人以内とする。

- 2 学校評議員は、保護者等や地域住民等の中から、教育に関する理解や識見を有する者を校長が推薦し、沖縄県教育委員会から委嘱を受けるものとする。

第4条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、校長は、特別の事情があるときは、任期満了前に当該学校評議員の任務を解くものとする。

- 2 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学校評議員は3年を限度として再任されることができる。

第5条 学校評議員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密をもらしてはならない。学校評議員を退いた後も同様とする。

第6条 校長は、必要に応じて、学校評議員による会議を召集し、これを主宰する。

第7条 学校評議員に対する報償費等は、予算の範囲内において別に定める。

第8条 この内規にさだめるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年2月21日から施行
- 2 平成28年3月一部改正
- 3 令和4年4月一部改正

5 各部主任、学年主任、教科主任、学級担任の職務内容

1 校務分掌各部主任の職務

校務分掌各部主任は、部の責任者として校長、教頭と密接に連絡し、主として次の事務をつかさどり部運営の万全をはかるものとする。

- (1) 当該部の所管事務の配分調整
- (2) 部会の運営
- (3) 関係委員会の運営
- (4) 関係公文書の処理及び保管
- (5) 関係備品の予算請求
- (6) 関係備品の管理及び帳簿の保管

2 学年主任の任務

学年主任は、当該学年の責任者として校長、教頭、及び教務主任と密接に連絡し、主として下記事項をつかさどる。

- (1) 当該学年の連絡調整及び指導・助言に関する事項
- (2) 学年で行う学校行事の立案と実施

3 教科主任の職務

教科主任は、教科の責任者として校長、教頭及び教務主任と密接に連絡し、主として次の事項をつかさどる。

- (1) 教科指導計画の作成
- (2) 進路調整、教科の成績評定の統一
- (3) 教科書・副読本・教材・教具等の選定
- (4) 教科持ち時間案の作成
- (5) 関係備品の管理及び帳簿の整理保管
- (6) 教科研究会・教科打合せ会の主催及び運営
- (7) 他教科との連絡

4 学級担任の職務

学級担任は、学級の責任者として学年主任と連絡し、学級の性格を熟知して、主として次の事項をつかさどり学級運営の万全をはかるものとする。

- (1) HR年間指導計画の作成
- (2) 生徒の出席・欠席・欠課その他に関する事務
- (3) 諸表簿の整理保管
法定簿・・・生徒指導要録・出席簿・健康診断表・歯の検査表

補助簿・・・学習成績一覧表・学習記録報告書・生徒環境調査票・通知票等
個別の教育支援計画・個別の指導計画等

- (4) 学級日誌の記録点検
- (5) 教室及び担当区域の清掃美化
- (6) HR行事の指揮監督
- (7) 納付金の督促指導
- (8) 生徒の個性調査・生活指導・健康管理
- (9) 生徒の進路指導（進学及び就職相談会・調査書の作成）
- (10) 保護者等との諸連絡（PTA懇談会、通信簿の作成、教育相談、家庭訪問等）
- (11) 転・退・休学の手続きの世話
- (12) その他HRに関する事項

6 職員週番服務要領

- 1 週番勤務は教職員が2名ずつこれにあたるものとする。割当は教務部が行う。
- 2 週番勤務は当該週の月曜日より金曜日までとする。
- 3 週番勤務は毎日午前8時30分より午後5時までとする。
- 4 週番の任務は下記の通りとする。
 - (1) 職員朝礼の司会
 - (2) その他、偶発的事項の連絡及び処理
- 5 週番勤務交替は毎週の終わりに行う。
- 6 職員会議における司会・進行を行う。

7 県外研修視察に関する規程

- 1 この規程における県外研修視察とは、学校予算により旅費を支給するもので、研修視察内容は、学校教育に還元されるものでなければならない。
- 2 派遣人員・旅行期間・旅費・研修内容等については、学年度始め、または臨時に学校長が職員会議にはかって示す募集要項による。
- 3 派遣は、教科・校務分掌の部（以下「部」という）及び学年会を単位とする。
- 4 応募にあたっては、次の事項に留意する。
 - (1) 原則として一教科（商業科は4教科とみなす）または、一部学年会から2人以上は希望できない。
 - (2) 同一学年において、修学旅行引率で派遣されたもの、および過去3カ年以内において、学校予算で研修視察内容及びそれに準ずる県外旅行したものは、なるべく遠慮してもらう。
- 5 希望者数が派遣予定人員数を超えた場合は、次の選考方法による。
 - (1) 研修視察内容及び本校における勤務年数を考慮する。
 - (2) 前項4の1に該当する教科・部・学年会は、その教科・部・学年会で話し合い（又は抽選）によって1人にしぼる。
 - (3) 前項4の2に該当する者の優先順位は最下位とする。
 - (4) 5項の1～3のいずれの方法でも、選考困難な場合は、希望者同士の話し合い、または抽選によって決める。
- 6 人選は学校運営委員会の推薦により、職員会議で決める。
- 7 募集事務は教務部で取り扱い、申込用紙は別に定める。
- 8 派遣された職員は帰任後、研修視察について、職員会議の席上で報告し、また報告書を二部作成し、一部は学校長に提出し 一部は教務部で保管するものとする。
- 9 県外研修視察の記録は教務部で保管する。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年1月24日より施行し、昭和47年9月1日から適用
- 2 平成28年3月一部改正

- 3 令和3年1月一部改正
- 4 令和4年4月一部改正
- 5 令和6年4月一部改正

Ⅱ 生徒の管理及び指導に関する規程

1 バススト等による場合の取り扱い

交通機関のスト等による場合、次の基準に基づいて生徒の出席取り扱いを行う。

- 1 交通機関のストとは、バスの全面ストまたは時限スト（バスの運行時刻が、始業時より3時間以上の場合をいう）
- 2 バススト時でも、登校する。
- 3 取り扱い基準
 - (1) バスが全面ストまたは時限ストの場合は、次の通り授業を実施する。
 - ア 登校時間を1時間ずらす。
 - イ 朝のSHRを9時45分～9時55分とする。
 - ウ 授業は、45分授業の5時限を実施する。

※ ただし、バスが運行している場合は、平常通りの日課で実施する。
 - (2) 次の地域の生徒は、出欠席に関する内規第4条④により、公欠扱いとする。
 - ア 学校から8km以上の地域
 - イ 登校に2時間以上を要する地域

※ ただし、与那原・西原・佐敷・知念地域は、東陽バスが運行している場合は通学地域として、公欠扱いはしない。
 - (3) その他特別な事由がある場合は、(4)の通りに処理する。
 - (4) 遅刻の取り扱いは、次の通りとする。
 - ア 8km以上は遅刻扱いの対象とはしない。
 - イ 4km未満は遅刻扱いをする。
 - ウ 4km以上8km未満は、1校時までは遅刻扱いはしない。

※ ただし、与那原・西原・佐敷・知念地域は、東陽バスが運行している場合は特別扱いとしない。

学校から地域までの距離表

単位：km

市町村	地域・部落	距離	市町村	地域・部落	距離
八重瀬町	友寄、宜次、外間	1km以内	豊見城市	与根、豊見城、保栄茂	7. 1
(全町8km以内)	伊覇、上田原、屋宜原	2. 5		仲地、我那覇、上田	8. 0
	富盛、世名城、高良	5. 0		瀬長、田頭	
	志多伯	3. 5		渡嘉敷、饒波	7. 0
	当銘、小城	4. 0		高安、宜保	6. 0
	湊 港川、長毛	8. 0		平良、高嶺	5. 0
	具志頭	6. 4		根差部、嘉数	4. 8
	安里、仲座、与座	7. 6		真玉橋	4. 5
	大屯、新城、後原	6. 0	那覇市	国場	3. 5
	坡名城	7. 0		寄宮	4. 0
南風原町	与那覇、新川	7. 5		安里	5. 0
(全町8km以内)	喜屋武、本部、照屋	4. 0	南城市佐敷	津波古	13. 0
	宮平、兼城	5. 0		小谷、新里	14. 0
	大名、宮城	7. 0		兼久、佐敷	15. 0
	津嘉山	3. 0		手登根、伊原、屋比久、外間	16. 5
	上里、山川	1. 0		仲伊保、富祖崎	17. 0
南城市玉城	親ヶ原、喜良原	12. 0	糸満市	与座、豊原、賀数	5. 4
	垣花、仲村渠	11. 0		座波	5. 8
	玉城、中山	9. 0		北波平	7. 0
	糸数、志堅原、前川	8. 0		武富、照屋	7. 9
	新原、富里、当山、屋嘉武	8. 0		大里	8. 0
	百名	10. 2		糸満、兼城	9. 1

	愛地	6. 0		国吉	1 0. 0
	船越	7. 0		真栄里、潮平	1 1. 0
南城市知念	久原、海野	1 8. 5		阿波根、名城、新垣	1 1. 9
	知名、安座間	2 1. 7		小波蔵、伊敷	1 2. 4
	久手堅、吉富	2 4. 0		真栄平	1 2. 9
	知念	2 5. 5		糸州、宇江城、南波平	1 3. 4
	山里	2 7. 1		福地、喜屋武	1 3. 8
	志喜屋	2 8. 0		伊原	1 4. 4
南城市大里	全域 8 km以内			山城、東辺名	1 4. 8
西原町	小那覇	1 2. 7		上里	1 5. 4
	内間	1 4. 0		真壁、米須	1 5. 8
与那原町	与那原	1 0. 0		大渡	1 6. 4
	当添	1 2. 5			

2 生徒指導に関する規則

1 遅刻指導について

- (1) 遅刻とは8時45分のチャイムが鳴り終わるまでに入室しない場合、全体朝礼においては8時45分のチャイムが鳴り終わるまでに集合しない場合をいう。
- (2) 全クラスが統一した遅刻指導を行うためには、HR担任は8時45分までに入室し出席点呼をとる。
- (3) 遅刻した場合には、生徒指導部で入室確認証の発行を受け、教科担任へ提示した後HR担任へ提出する。

《遅刻指導》

- ① 指導時間は8時45分から9時05分までとし、生徒指導部職員が中心にあたる。
- ② 入室確認証の記入を生徒自身にきちんと行わせる。その際、身なりを整えさせ、携帯電話の電源を切らせる。
- ③ 改善が見られない生徒に対しては、担任・学年会・学科・生徒指導部・関係職員と連携して指導を行う。
- ④ 指導対象となる回数は生徒の実態に応じて、年度初めに生徒指導部が提案し職員会議で決定する。年度途中でも生徒の実態に合わせて弾力的に運用するものとする。

《校時中・昼食時の巡回指導》

学習規律の状況に応じて 校時中や昼食時に巡回指導を行う。

2 無届欠席・欠課指導について

- (1) 担任は無届欠席・欠課の生徒に対し改善を呼びかけ注意を行う。その際保護者等にも連絡をし、現状を伝える。
- (2) 改善が見られない生徒に対しては担任及び学科主任を中心に指導を行い、関係部署と連携を図る。
- (3) 指導対象となる回数は生徒の実態に応じて、年度初めに生徒指導部が提案し職員会議で決定する。年度途中でも生徒の実態に合わせて弾力的に運用するものとする。

※ 届け出による欠席（正当な理由）とは、原則として保護者等からの連絡のある場合をいう。

3 登校後の校外外出について

- (1) 登校後の校外外出は原則として認めない。
- (2) やむを得ず外出する場合は担任が外出確認証を発行し、一部を生徒指導部に届け出る。外出の際も常に外出確認証を携帯させる。

4 服装容儀の指導について

- (1) 服装容儀の指導は、HR担任はSHR時に、教科担任は授業時に、全職員で声かけ指導を行う。
- (2) 服装容儀の一斉点検をSHR・全体朝礼・学年別集会等を利用して実施する。
- (3) 違反者に対しては随時指導を行う。

(4) 担任・学年主任・学科主任・生徒指導部・関係職員と連携を密にし、指導する。

5 交通安全指導について

(1) 健康・安全で幸福な生活を営む能力と態度を養い、心身ともに調和のとれた発達を目指し、常に交通安全の意識の高揚を図る。

①H R・・・自他の生命の安全と健康の増進、望ましい生活態度の確立。

②学校行事・・・安全教育（交通安全講話・薬物乱用防止等について等）

③生徒会・・・生徒の自主的・自発的活動を通して安全に対する主体的態度や実践的能力の伸長を目指す。

(2) 車両（オートバイ・乗用車）による通学は許可しない。

(3) 家庭へ車両通学禁止を文書等で伝え、連携を密にして指導する。免許所持、車両所持については実態調査を行う。

(4) 送迎時における車両の校内進入については、正門付近の渋滞等に鑑み、進入を認める。但し、安全確保が困難な時間帯は禁止とする。校内進入の際の経路は、正門から直進し、右回りのロータリー形式を採用するので、それを保護者等に対してあらゆる機会（入学式・HP・三者面談・教育相談等）を通して周知する。

(5) 地域行事への協力等を行う。

(6) 生徒会と連携した安全指導を試みる。

6 アルバイトについて

(1) アルバイトは原則として禁止とし、特に1年次1学期期間は全面禁止とする。

(2) 1年次の夏休み以降、特別の理由（経済的事情）で行う場合は、保護者等の同意、アルバイト先の承諾を得て、担任及び関係主任面談後、学校長に「アルバイト届」を提出し、許可を得る。この場合でも学業や健康・安全の妨げになるアルバイトは禁止する。また、勤怠や学業に支障をきたしている場合には、家庭やアルバイト先と連携した指導を行う。

(3) 「アルバイト届」を提出しないでアルバイトを行っていることが判明した場合は、直ちに学校長に「アルバイト届」を提出し、許可を得ることとする。

附 則

1 平成29年3月一部改定

2 平成31年4月一部改訂

3 令和4年4月一部改正

4 令和6年4月一部改正

5 令和7年4月一部改正

3 生徒心得

◎ 知識を広め、教養を高め、つねに責任感と協力心をもって清新な校風の樹立に努め、心身ともに健やかな人物像を目指す。

《一般生活》

(1) 本校生徒としての品位を厳正に保つことを常に心がけること。

(2) 他人に対する礼儀を失わないように常に心がけること。

(3) お互いに友愛の精神をもって自発的にあいさつをかわすこと。

(4) 正しい言葉使い、礼儀正しい振る舞いを心がけ、良いマナーを身につけること。

《学習》

(1) 学習は計画を立て、自主的・積極的に行うこと。

(2) 読書を通じて豊かな教養を身につけること。

《保健・衛生》

(1) 毎日適度な運動をし、部活動に積極的に参加して心身の鍛錬に努めること。

(2) 学校や家庭において環境美化に努め、衛生に留意し、健康の増進に努めること。

- (3) 飲酒及び喫煙等の指導を受けた者は、学校医の面談を受けること。

《服装について》

- (1) 学校指定の制服（スラックス・スカート）を着用すること。

① スラックス

- ア 上衣は紺のブレザーにネクタイ、下衣のスラックスは灰色（ツータック）とする。
イ 夏期（4月～10月）は指定の白色の半袖シャツを着用する（シャツは指定の長袖着用可）。
ウ 冬期（11月～3月）はブレザーを夏期の服装の上に着用する（シャツは指定の長袖着用可）。
また、指定のベストを着用しても構わない。
エ ベルトを着用する。

② スカート

- ア 上衣は紺のブレザーにリボン、下衣は本校指定のスカートとする。
イ 夏期（4月～10月）は指定の白色の半袖シャツを着用する（シャツは指定の長袖着用可）。
ウ 冬期（11月～3月）はブレザーを夏期の服装の上に着用する（シャツは指定の長袖着用可）。
また、指定のベストを着用しても構わない。
エ スカートの丈は、購入時のものとする。（加工はしない。）スカート裾脇に校章の刺繍が入っていること。

- (2) 靴は学習にふさわしく、安全に配慮された靴とする。

《校内生活》

- (1) 8時30分までには登校し、授業の準備に努めること。
(2) 始業時から終業時まで校外に出ることは認めない。
(3) 校舎・校具は常に大切にし、整理しておくこと。
(4) 校具又は教室を臨時に使用するときは必ず許可を受けること。
(5) 校舎・校具を破損した場合は直ちに職員に連絡すること。
(6) 校内はつねに清潔に保つように心掛けること。
(7) 校内では火気をもてあそぶことは厳禁とする。
(8) 校内の樹木を愛護し、花園を育て学園を美しくすること。
(9) 授業中は静粛にし、実験実習時は安全を心掛けること。
(10) 始業の開始前に着席し授業の準備をすること。
(11) 授業中入退室するときはその理由を明らかにし、教師の許可を得る。
(12) 学習に必要な用具は事前に揃え携帯する。
(13) 自習時間は指示された教室で静かに自学自習する。
(14) 教師の指示した課題は期限内に提出すること。
(15) 無断欠席・欠課・遅刻は厳に慎み、やむを得ない場合は事由を明らかにし、届け出ること。
(16) 下校時間は次の通りとする。
夏期 午後7時
冬期 午後7時
(17) 服装は常に生徒らしい品位を保ち、清潔・端正に努めること。コート着用及びマフラー等の着用は禁止する。

《問題行動等》

- (1) 飲酒・喫煙はもちろん、電子タバコ、ノンアルコールビール類についても禁止とする。
(2) 薬物に関する事項は全て禁止とする。
(3) SNSに関する問題行動等についても指導対象とする。（例：誹謗中傷、不適切な内容のやりとり等）
(4) タトゥー（入れ墨）についても禁止とする。
(5) その他、反社会的行為は指導の対象とする。

《校外生活》

- (1) 沖縄県青少年保護育成条例第9条に基づき深夜（夜10時から翌朝の午前4時までをいう。以下同

じ)に青少年のみでの外出は禁止とする。

- (2) 校外で事故に遭った場合は、直ちに学校に連絡すること。
- (3) 校外における集会は健全な場所で開催、あらかじめ学校に届け出て許可を得ること。
- (4) 不健全な飲食店、娯楽場への出入りは認めない。
- (5) 外出の時は常に生徒らしい服装を心掛けること。
- (6) 交通道德をよく守り、生徒らしい態度で歩行し通学すること。
- (7) バス通学者は、車中においては常に静粛にし、老幼者に努めて席をゆずるようにすること。
- (8) 外出の際は、行き先と帰宅時間を家庭に告げるように心掛けること。
- (9) 登下校時に防寒着として、コート着用及びマフラー等の着用を認める。

《団体生活》

- (1) 団体生活並びに、あらゆる生活場面において定められた時間を厳守し、時間をむだにしないように心掛けること。
- (2) 団体生活には積極的に参加すること。
- (3) 団体行動は常に秩序を保って行動すること。
- (4) 団体生活においては、他人の人格を踏みにじるような、いじめや暴力行為は行わないこと。
- (5) 校内外を問わず公共物を大切に、常に環境の美化に努めること。

《服装・所持品》

- (1) 服装は清潔・端正にすること。
- (2) 頭髮は常に清潔に保つ。
- (3) 身分証明書及び本校で定められた所持品は常に所持すること。

《諸届出》

- (1) 諸届出並びに願い出は定めた手続きに従い学級担任を通して学校長に提出しなければならない。
- (2) 次に揚げた事項は届け出る必要がある。
 - ① 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引
 - ② 転学・退学・休学・及び復学
 - ③ 集会・団体遠足(旅行)
 - ④ 施設・備品の借用

※1週間以上におよぶ病気欠席又は病気休学の場合は、医師の健康診断書を添えること。

《その他》

- (1) 集会・出版・掲示・金銭の徴収等は、学校長の許可を得る。
- (2) 定期考査1週間前より諸活動を原則として停止する。
- (3) 免許取得については、次の事項を厳守する。
 - ① 進路に必要な普通免許及びオートバイの免許を取得する場合は、3年次の長期休暇(夏休み、冬休み、就職休み)を利用する。
 - ② 免許取得後は直ちに学校に届け出て、交通安全に関する確認を行うこと。
 - ③ 特別の理由(家事手伝いなど)によりオートバイを使用する際は、交通法規を遵守し、さらに次の4原則を必ず守るものとする。

オートバイ使用の4原則

- ①制服着用の運転はしない。 ②制服着用の同乗もしない。
- ③車両の貸し借りはしない。 ④深夜の時間帯に運転しない。

- (4) アルバイト・車両通学禁止に関する事項については、生徒指導に関する規則に定める。

※ 年度初めに、生徒及び保護者等には三者面談並びにHP等において周知を図る。

附 則

- 1 令和5年5月一部改正
- 2 令和7年4月一部改正

4 部活動に関する規程

《目 標》

- 1 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- 2 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- 3 自主性を育てると共に、集団生活において協力していく態度を養う。

《内 容》

部は学年の枠を離れて、同好の生徒を以て組織し、次のいずれかに属する活動を行う。

- (1) 文化的活動 (2) 体育的活動 (3) 奉仕的・生産的活動

《編 成》

- 1 部の編成は毎年4月に行う。
- 2 部顧問は全教員を割り当てる。

《部の新設》

- 1 部の新設は、次の事項を所定の用紙に記入の上、生徒指導部(部活係)に提出する。
(1) 設置目的 (2) 同好者氏名 (3) 部顧問・同好者代表氏名
- 2 部への昇格は1年間の活動状況について、生徒中央委員会で検討し、職員会議で承認を得る。

《部活動心得》

- 1 目標達成に向けて、顧問の指導のもとに計画的に規律ある活動を行う。
- 2 熱心さのあまり行きすぎた活動に陥らないように十分に留意する。
- 3 活動終了時間は原則として午後7時とする。
- 4 活動は定期考査1週間前から考査終了前日まで停止する。但し、試合前の部については、顧問の申し出により職員会議に諮り活動を認める。その場合延長時間は2時間以内とする。活動が認められた部については、職員朝会にて全職員に知らせることとする。
- 5 日曜日・祝祭日等に於ける活動は原則として禁止する。但し、顧問の指導のもとに活動する場合はその限りではない。
- 6 長期休業中の活動は、事前に活動計画を顧問が生徒指導部(部活係)に提出し、学校長の許可を得て行う。
- 7 部室は常に清潔にし、着替えや活動に必要なもの以外は持ち込まないようにする。学習用具の持ち込みは禁止する。
- 8 部室の出入りは活動時間内のみとする。
- 9 部室の鍵は所定の場所に保管する。
- 10 備品(活動に必要な用具等)は責任を持って管理する。
- 11 上記の部活心得に違反した部、または本校生徒としての本分を著しく逸脱した部活については職員会議に諮り、一定期間部活動を停止させることがある。

附 則

- 1 平成22年9月3日から一部改正
- 2 平成30年4月一部改正
- 3 平成31年4月一部改正
- 4 令和4年4月一部改定
- 5 令和6年4月一部改正

5 合宿に関する規程

合宿に当たっては、次の事項を守り安全に留意すること。

- 1 合宿の目的を明確にすること。
- 2 保護者等の承諾を得ること。
- 3 顧問の指導のもとに実施すること。
- 4 経費は自己負担とする。
- 5 合宿許可願いは、実施する1週間前までに所定の用紙により、顧問を通じて生徒指導部（部活係）に提出し、学校長の許可を得ること。

6 生徒派遣に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、本校及び商業教育の活性化を担う生徒の育成を図るための生徒派遣及びそれに準ずるもの、また派遣のための部活動及びこれに準ずる生徒の諸活動の奨励に関して、必要な事項を定める。

（派遣）

第2条 生徒の派遣は次の大会及び事業とする。

- （1）高体連、高文連、高野連、特体連の主催・共催する大会へ派遣することができる。
- （2）全国高等学校女子硬式野球部連盟の主催・共催する大会へ派遣することができる。
- （3）沖商研の主催大会へ派遣することができる。
- （4）教育委員会、地方公共団体の主催事業に学校代表として参加する場合に派遣することができる。
- （5）各種研究会主催の大会やコンテストに学校代表として参加する場合。
- （6）大会等の決勝戦など、全校応援等をする場合、応援することを認められた生徒。

（派遣基準）

第3条 派遣基準は次の通りとする。

- （1）派遣
主催者からの参加申し込み依頼があり、学校が教育上必要と認め、派遣にふさわしいと認められた者であること。
- （2）派遣日数
第4条および第5条による。
- （3）学校取扱金未納者の取り扱い
学校取扱金を未納の者について、校長は派遣は許可することができる。ただし、予算計画書に当該生徒分を入れることは認めない。学校取扱金納入後に再度申請することができる。
- （4）懲戒指導中の生徒の取り扱い
懲戒指導提案・承認後から指導解除までは大会・対外試合の出場は認めない。

（県内派遣）

第4条 県内の生徒派遣は次の通りとする。

- （1）派遣人員は、主催団体の示す登録選手の範囲内とする。ただし、マネージャーは登録選手に含まれている場合は認め、含まれていない場合は職員会議に諮る。
- （2）引率者（監督・コーチ）の数は、選手15名につき1人とする。ただし、引率業務、学校運営及び旅費予算等で支障が無いと、校長が判断した場合は増減調整することができる。

（県外派遣）

第5条 県外への生徒派遣は次の通りとする。

- （1）主催団体から、全国大会または九州大会並びにこれらに準ずる大会に沖縄県代表として推薦があり、教育上必要と認めた場合。
- （2）派遣人員・引率者の数は、県内派遣の基準に準ずる。
- （3）派遣日数は、原則として大会参加に必要な最低の日数とし、試合等の終了後、直ちに帰途につくものとする。

(派遣の提案)

第6条 引率者等は、派遣選手の氏名・日程・および予算計画書等を職員会議に諮る。

2 派遣については職員会議の審議を経て校長が決定する。

3 派遣費の支出につき、校長はPTA会長に依頼する。

(復命)

第7条 引率者は帰任後、すみやかに校長に復命する。

(準派遣について)

第8条 派遣に準ずるものとして以下の各項を定める。校長が準派遣として認めた場合は、出席処理などは全て派遣と同等とする。ただし、派遣費については「派遣費等の支出規程」による。

2 第4条及び第5条の派遣以外の正規登録枠外の部員について、以下の各号に認める場合に準派遣とする。

① 選手登録はされない補助員で、派遣されないと競技が著しく不利になる場合。

② 当該部活の今後の活動のため選手登録外の部員を派遣したい時。

3 高体連・高文連・高野連・特体連以外の体育団体・協会などの九州大会や全国大会などへの派遣。

4 学校活性化に資する目的で生徒を派遣する取り組み等を実施する際、対象となる生徒の派遣。

5 2項から4項まで以外で、校長が教育上有益と見なし、本校の活性化および人材育成に繋がると判断するもの。

6 派遣する生徒および人数に関しては、人材育成の観点から、日頃の学校生活などを考慮し、職員会議の審議を経て、校長が決定する。

7 職員会議への提案は当該部顧問や関係する委員会等が行う。

(部活動等奨励)

第9条 校長は部活動の活性化に資する目的でこれを奨励する。

2 校長は学校の活性化を目的とした、生徒達が主体となる企画及び教育活動を奨励する。

附 則

1 この規定の施行は、職員会議で承認された日より適用

2 平成10年3月一部改正

3 平成14年4月一部改正

4 平成16年4月一部改正

5 平成22年9月一部改正

6 平成23年4月一部改正

7 平成24年5月一部改正

8 この規程は、平成27年4月1日より適用

9 平成28年3月一部改正

10 令和4年4月一部改正

11 令和6年4月一部改正

12 令和7年4月一部改正

7 派遣費等の支出規程

(目的)

第1条 この規程は、「南部商業高校生徒派遣に関する規程」による生徒の活動にかかる経費について、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 派遣等に必要な資金は、本校PTA会員が拠出する派遣費、高体連・高野連・高文連・特体連の補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 派遣費予算はPTA総会での承認により成立する。

- 3 派遣費の決算はPTA監事による監査を受けPTA総会での承認を受ける。

(校長の推薦・依頼)

第3条 派遣費等の算定の基礎となる派遣や奨励事業については、基本的に学校長からの推薦・依頼による。

- 2 前項に疑義がある場合、若しくは金額が大きい場合はPTA総務委員会に諮る。

(県内派遣)

第4条 県内派遣の派遣費の支出は次の通りとする。

項 目	支 給 額
1. 交通費	学校から大会（競技）場までの往復バス賃。但し、学校車を使用する場合は補助しない。
2. 参加料・登録料・保険料	主催団体が定めた額
3. 昼食代	大会1日につき、600円とする。ただし、大会本部が定めた額を超えないこと。

- ② 県内派遣費補助は年4回までとする。派遣費項目2と1、もしくは2と3を支払う。補助する大会は顧問が選択できるが、インターハイと新人戦を必ず含むこととする。また、精算業務が遅れないようにすること。
- ③ ②以外の大会参加については、派遣費項目2のみを支払う。
- ④ 名護以北で宿泊を伴う場合と、離島の場合は第5条（県外派遣）による。ただし、回数は県内派遣としてカウントする。また、ユニホーム代は適用しない。
- ⑤ その他学校代表として集会等に参加する場合は、生徒派遣費の支給に準ずる。ただし、車賃は実費額とし、昼食代は日程上派遣時間に昼食時間がある場合のみとする。

(県外派遣)

第5条 県外派遣の派遣費の支出は次の通りとする。

項 目	支 給 額
1. 交通費	空港までの車賃。（学校出発で、学校車を使わない時に限る）航空費。空港から宿舎までの往復バス賃等。宿舎から大会場までの 往復バス賃等。
2. 宿泊料	大会要項に指定された料金
3. 昼食代	大会1日につき、1,000円とする。ただし、大会本部が定めた額を超えないこと。
4. 夕食代	大会1日につき、1,000円とする。ただし、宿泊料に含まれる場合は支給しない。
5. 雑費	700円×人数とする。
6. 参加料・保険料	主催団体が定めた額
7. ユニホーム代補助	県外派遣に限る。5,000円を各学年1回補助する。ただし、実費を上限とする。

- ② 前表の1から5により算定した金額の20%を個人負担額とし残りの80%を派遣費より支出する。6については、100%を派遣費より支出する。7については、県予選を経て県代表として派遣される場合に限る。
- ③ 前表1から5の支出は1部活につき年間800,000円を上限とする。ただし、徴収金の減収等当初

予算の状況によっては、800,000円を下回る場合もある。

- ④ 学校代表の派遣の場合は、全額を派遣費から支出しても良い。
- ⑤ 2号で計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は生徒が有利になるように処理する。
- ⑥ 特別な事情がある場合は、別に定めた規程により、個人負担額を軽減することができる。

(その他派遣等にかかる経費)

第6条 その他派遣等にかかる経費として以下の各号を定める。

- ① 楽器や用具の運搬のために、運送業者やトラック等の使用が必要な場合は、そのかかった経費を支払う。ただし、生徒の手荷物等で運搬することがどうしてもできない場合などに限る。
- ② 高体連開会式、全校応援などでの貸し切りバス代。
- ③ 学校車の維持・運営に関する経費。
- ④ 野球などの危険な部活の損害賠償保険料。
- ⑤ 振込手数料についても派遣費より支出する。

(支払い方法)

第7条 派遣費の支払い方法は以下の各号による。

- ① 県内、県外の生徒派遣などの場合は、事前に引率者等の派遣計画書により概算払いする。
- ② 第5条に定める各号については請求書等により業者に直接支払うことを原則とする。
- ③ 上記各号以外の場合は、県費に準じて判断する。

(精算)

第8条 引率者は帰任後、すみやかに証憑書類を添えて精算を行うものとする。

- 2 精算は前渡しされた金額と実際の証憑にもとづいて計算した派遣費の差額を追給、又は戻入する。

(学校車)

第9条 学校車の維持運営にかかる経費は以下の各号とする。

- ① 燃料費
- ② 修膳費
- ③ 車検、定期点検及び保険料
- ④ その他の維持費

(準派遣費等及び部活動等)

第10条 準派遣及び部活動及びそれに準ずる活動にかかる費用については、年度当初の派遣費の繰越額の30%程度を予算とする。

- 2 予算額に応じて、年度当初に事業規模や支給割合等を考慮する。

(準派遣費等の支払い)

第11条 準派遣の派遣費等の支払い方法等については、以下のとおりとする。

- 2 準派遣の派遣費の計算方法等は、第4条から第7条までの規程による。
- 3 前項で計算した金額に第10条2項による支給割合を乗じて支給金額とする。

(部活動等奨励)

第12条 部活動等奨励に援助できる項目は以下の各号とする。

- ① 部活動等で使用する用具や消耗品で当該部活動全体で使用するものの購入及び賃貸、練習場等の使用料等を援助する。支給額は部員数・活動実績(練習時間)・大会実績等を考慮して決定し、部・同好会の申請により支給する。支給を受けた部・同好会は年度末に証票書類を添えて会計報告を行わなければならない。
- ② 合宿の補助として、生徒一人につき3泊分までの運賃・宿泊料の補助を行う。ただし、1泊分の補助額は実費の6割とし限度額は5,000円とする。
- ③ 部活動等全体の活性化のための激励会等にかかる費用。
- ④ マラソン大会等の行事の際の給水・捕食等にかかる費用。

附 則

- 1 この規定の施行は、平成27年4月1日より適用
- 2 平成28年5月一部改正
- 3 平成28年11月一部改定
- 4 令和4年4月一部改定

8 進学・就職に関する規程

《趣 旨》

この規程は進学・就職に関して推薦の申し出があった場合、公正かつ厳格に被推薦者を決定するための必要事項を定めたものである。

《進学推薦規定》 大学・短大・専門学校等

(1) 推薦委員会の構成

教頭・関係ホームルーム担任・3学年会（1人）・進路指導部（進学担当者）・進路指導主任

(2) 推薦委員会の召集

委員会が必要に応じ委員長が召集する。委員長は進路指導主任があたる。

(3) 推薦基準

① 学業成績

3年間の評定平均値が3.0以上であること（1・2年で評価1のあるものは除く）。ただし、志望校が示す基準がある時はそれに従う。

② 出席状況

《第2学年、3学年適用》

3年間をとおして、無届欠席が20日以下、無届欠課が30時間以下、朝のSHR遅刻が25回以下であること。

《第1学年適用》

3年間をとおして、欠席が20日以下、欠課が30時間以下、朝のSHR遅刻が25回以下であること。

③ 健康

健康状態良好である。

④ 素行

3年次で懲戒に関する内規に触れない者。指定校推薦については模範的な生徒とする（身なり、教科遅刻・授業態度・清掃活動等）。

⑤ その他

特別活動及び諸検定取得状況を考慮する。

(4) 推薦の申出・決定

① 推薦を希望する生徒は担任及び進路指導部の進学担当者に申し出ること。

② 上記①の生徒が推薦基準を満たしている場合、一般推薦は、進学担当者が推薦者名簿に記入の上、職員の承認を得るものとする。指定校推薦については、推薦委員会で審議後、職員の承認を得るものとする。

③ 上記①の生徒が推薦基準を満たさない場合、3年次の学業成績・出席状況等に著しく向上のあとがみられる者、性行の面で著しく反省の色があり、その成果が認められる者については推薦委員会で審議することができる。

④ 推薦に該当する者は学校長名で推薦する。

(5) 推薦の手続き

前記の推薦基準（但し書きを除く）を満たしているものについては、学級担任から進学担当者に申し出、進学担当者が推薦者名簿に記入の上、審議に替えることができる。ただし、希望者が多数の場合は推薦委員会に諮るものとする。

(6) 入学

① 推薦校に合格した場合、推薦校へ進学するものとする。

② 専願推薦校と併願推薦校の両方合格した場合は、専願推薦校へ入学するものとする。

《就職推薦規定》

(1) 推薦委員会の構成

教頭・関係ホームルーム担任・3 学年会（1 人）・進路指導部（就職担当者）・進路指導主任

(2) 推薦委員会の召集

委員会は必要に応じ委員長が召集する。委員長は進路指導主任があたる。

(3) 推薦基準

- ① 学業成績が良好であること。 ② 出席状況良好であること。
- ③ 健康状態良好であること。 ④ 素行良好であること。
- ⑤ その他・・・特別活動及び諸検定取得状況を考慮する。

《進学就職に関する手続き》

(1) 進学・就職に関する欠席並びに欠課をする場合は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、保護者等の同意を得て、事前に学校長の許可を受けなければならない。

(2) 選抜検査等のための受験に伴う出欠の取り扱いについて

- ① 「出席停止・忌引等」の「等」の取り扱いとする。
- ② 県外（県内離島含む）の場合、往復に要する日数＋受験日数＋受験会場下見 1 日を基本として、「出席停止・忌引等」の「等」の扱いとする。2 カ所以上受験する場合、試験日の間隔が 3 日以内は認める。
- ③ 県内の場合、試験開始時刻・終了時刻で「出席停止・忌引等」の「等」の扱いを判断する。

(3) オープンキャンパス・職場見学等の出欠取り扱いについて

下記の①～⑥について、保護者等の同意を得た事前の手続きをもって「公欠」扱いとする。

- ① オープンキャンパス ② 応募前職場体験
- ③ 健康診断 ④ オリエンテーション
- ⑤ 内定式 ⑥ その他・・・就職先から参加の依頼があった場合等

上記（2）～（3）において要する日数時数は、許可願いを申請する際に明記する。それを超えた日数及び時数は届出欠席及び届出欠課とする。

附 則

- 1 この内規は、平成12年 4 月 1 日より施行
- 2 この内規は、やえせ高等支援学校には適用しない。
- 3 令和 4 年 4 月一部改正
- 4 令和 6 年 4 月一部改正
- 5 令和 7 年 4 月一部改正

Ⅲ 教 務 内 規

1-1 【南部商業高等学校】成績評価等に関する内規

(趣 旨)

この内規は、沖縄県立高等学校管理規則（以下「管理規則」という）の規定に基づき定めるものとする。

第1章 総則

(教育課程の履修)

第1条 この規定で「履修」とは、学校が定める教育課程の教科・科目の授業及び特別活動に当該学年を通して参加し、その出席時数が授業時数の3分の2以上であることをいう。

第2条 学校の編成する教育課程に従って、各学年30単位を履修し、合計90単位以上を履修しなければならない。

第2章 学習の評価

(評価の方法)

第3条 学習成績の評価は、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で行う。

2 3観点の評価内容の詳細は、各教科で別に定める。

3 3観点の評価は、次の資料の達成状況（以下、「達成度」という。）に基づいて総括的评价（A, B, C）を行う。

① 定期考査（1・3学期は期末考査、2学期は中間考査と期末考査を行う。）

ただし、実技を伴う教科・科目については、その限りではない。

② 平常点

ア 臨時考査（科目担当者が、適宜行う）

イ 提出物（レポート、宿題等）

ウ 平素の授業参画状況

エ 作品、ポートフォリオ等

4 学年末の学習成績評価は、1・2・3学期（年間）を通して総合的に行う。

5 達成度と総括的评价の関係は、次の通りとする。

達成度(%)	100～70	69～35	34以下
総括的评价	A	B	C
評価基準	十分満足 できる	おおむね 満足できる	努力を要する

(評定と評価)

第4条 評価は学期毎に観点別評価を行い、学年末は5段階法で評価（以下、「評定」という。）する。

2 3観点の比重は1：1：1とし、総合的に達成度に基づいて評価する。

(令和4年10月19日一部改訂)

(令和6年3月15日一部改訂)

(定期考査を欠く場合)

第5条 正当と認められる理由により、定期考査が受験出来なかった者に対しては、1週間以内に追考査（または、これに準ずるもの）を行うものとする。正当な理由とは、保護者等から以下の連絡がある場合に限る。正当な理由なく不受験した場合は、当該科目は0点とする。

正当な理由 (1)忌引き
(2)病気(病欠含む)
(3)出席停止(進学・就職受験含む)
(4)派遣にかかる公欠(公欠に準ずる派遣等含む)
(5)不可抗力による事故

2 追考査が実施できない場合は、次の各号により処理する。

① 中間考査または期末考査のいずれかが欠けた場合は、次の計算式で算出した「見込み点」の80%を与えることができる。

$$a \text{ 見込み点} = (b \text{ 受験できなかった考査の科目平均点}) \times \frac{c \text{ 受験した直近の考査得点}}{d \text{ 受験した直近の考査の科目平均点}}$$

例：

中間考査 60 点(b)	期末考査 不受験	の場合
科目平均 50 点(d)	科目平均 70 点(c)	

$$a \text{ 見込み点} = 70(b) \times 60(c) / 50(d) = 84 \text{ 点} \quad \text{見込み点の} 80\% = 84 \times 0.8 = \underline{67 \text{ 点}}$$

② 中間考査と期末考査の両方が欠けた場合は、直近に受験した考査見込み点の80%をその学期の考査得点とする。(例1・2参照)

ただし、1学期の考査の両方が欠けた場合、1学期の考査得点は0とし考査以外の得点だけで評価する。学年末の評定を算出する際に、1学期の見込み点の80%を加味して評価することができる。(例3参照)

3 正当な理由なく不受験した場合は、当該科目は0点とする。

(不正行為)

第6条 不正行為を行った者に対しては、次の処置をとる。

- ① 監督者は、その事実及び氏名を確認のうえ、証拠品を押収し、当該考査終了後、当該生徒を会議室に連れていき、生徒指導部へ連絡、引き継ぐものとする。
- ② 生徒指導部は、不正行為の有無を確認し指導を行い、当日の後の考査を受けさせる。
- ③ 当該科目の得点は、0点とする。
- ④ 管理規則第44条規定に基づいて、懲戒による指導を行う。

第3章 単位の認定

(単位修得の認定)

第7条 学校が定める指導計画に従って、各教科・科目を履修し、その成果が満足であると認められる場合は、当該教科・科目について単位を修得したことを認定する。

(単位認定の基準)

第8条 各教科・科目の単位認定は、次の各号の基準により行う。

- ① 当該教科・科目の学習成績が、評定「2」以上である場合。
- ② 当該教科・科目の出席時数が、授業時数の3分の2以上であること。
- 2 転入学者や復学者の出席時数は、転入学前の時数を通算する。

(単位の不認定)

第9条 次の各号のいずれかの1つに該当する者の単位は、不認定とする。

- ① 当該教科・科目の学習成績が、評定「1」である場合。
- ② 当該教科・科目の出席時数が、授業時数の3分の2に満たない場合。

(履修認定の特例)

第10条 入院など特別な事由で、当該教科・科目の出席時数が3分の2に満たない場合、前条の規定にかかわらず職員会議の審議を経て、履修を認定することができる。

第4章 卒業及び修了の認定

(卒業の認定)

第11条 学校が編成する教育課程を各学年において履修し、その成果が満足できると認められ、かつ教科・科目について80単位以上を修得し、次の項目に該当する者を除き、卒業を認定する。

- (1) 懲戒指導中の者
- (2) 貸し出し図書等が未返却の者

(卒業認定の保留)

第12条 第16条に該当する者を除き、教科・科目の修得単位合計が80単位未満の者に対しては、卒業認定を保留する。

(卒業の追認)

第13条 卒業認定を保留された者が、第18条の追認試験（以下、「追試」という）で所定の単位を修得した場合は追加認定とする。卒業の月日は遡及する。

(修了の認定)

第14条 次の各号を満たした者については、修了を認定する。

- ① 当該学年の教育課程をすべて履修した者。
- ② 当該学年の出席日数が、出席すべき日数の3分の2以上の者。

(不認定教科・科目がある者)

第15条 不認定教科・科目がある者は、次年度において追試を受けなければならない。

第5章 原級留置

(原級留置)

第16条 次の各号のいずれか、1つに該当する者は、原級に留め置くものとする。

- ① 出席日数が、出席すべき日数の3分の2に満たない場合。
- ② 当該学年の各教科・科目の出席時数が、3分の2に満たない場合。
- ③ 3年生で2月、3月の追認試験後の修得単位が1学年より通算して80単位に満たない者。
 - 2 前項③の規程にかかわらず、修得単位58単位以上を修得し、卒業を認定されなかった者（以下、「卒業未認定者」という。）については、単位取得のための指導・支援期間を設定し、追認試験で必要な教科・科目の単位を修得させることができる。
 - 3 同一学年における原級留置は原則として1回までとする。（年度初めから1年間の休学は除く）

(再履修)

第17条 原級留置となった者は、次年度において当該学年の教科・科目を改めて履修し、必要な単位を修得しなければならない。

- 2 再履修した者の当該学年以前の不認定科目については、追試を受けなければならない。

第6章 追認試験

(追試)

第18条 第12条及び第15条の規定に該当する者は、追試を受けなければならない。

2 追試実施1週間前に、該当者に対し指導を行う。

(追試の実施期間)

第19条 受験者は申込書に当該教科・科目担当者の認印を受けクラス担任を通じて教務に提出する。

第20条 追試は、6月、夏期休業中、10月又は11月、2月（成績判定会議後）、3月（卒業式後）に実施する。但し、3月は3年生のみとする。

(追試の判定)

第21条 追試結果は、職員会議（職朝）の審議を経て、校長が合否判定を行う。

2 合格した者は当該科目の評定は、「2」とする。

3 認定日は、校長が合格判定を行なった日付とする。

第7章 卒業未認定者の扱い

(定義)

第22条 校長は全科目履修しているが、卒業認定単位の80単位以上を3月末までに修得していない生徒に対して本人及び保護者等と協議のうえ、次のいずれかの措置をする。

(1) 卒業未認定者在籍。（以下、単位履修生とする）

(2) 原級留置にする

(3) 退学する

(在籍)

第23条 単位履修生の学籍は、所属する学科3学年のクラスの末尾に置くものとする。

2 単位履修生は、4月の科目登録日に（初旬に設定）必要科目を登録し、その授業料を一括して払わなければならない。授業料の延納は認めない。また、期限（4月15日）内に授業料を納めない者は退学とする。

(業務)

第24条 単位履修生に係る追認試験等の申込み及び結果報告、指導計画等の連絡は書留文書で行い、その業務及びその他指導は、教務（追試係）が行う。

2 追認試験の教科指導は、当該教科が行う。

3 単位履修生に係る指導要録の記入は在籍するクラスの担任が行う。

(追認試験等)

第25条 追認試験は、前第20条の第3学年の追認試験に係る規定の通りとする。但し3月は受験できない。

(卒業認定)

第26条 追認試験で、合格した科目の合計が卒業単位を満たした場合は、当該年度3月に校長が卒業を認定する。

(適用期間)

第27条 単位履修生の適用期間は1年かぎりとし、その間に卒業認定ができない場合は退学とする。また、単位履修生で一年間を通して申込みのない者、連絡の取れない者、成業の見込みがないと判断される者に対して、校長は退学を勧告することができる。

付 則

- 1 この内規は、平成6年度入学者から適用する。
- 2 平成9年1月 一部改正実施
- 3 平成10年1月 一部改正実施
- 4 平成13年1月 一部改正実施
- 5 平成15年10月 一部改正実施
- 6 平成16年4月 一部改正実施
- 7 平成19年2月 一部改正実施
- 8 平成22年3月 一部改正実施
- 9 平成22年9月 一部改正実施
- 10 平成23年4月 一部改正実施
- 11 平成28年4月 一部改正実施
- 12 上記単位履修生について、第22条・第27条は平成28年度入学者より適用
- 13 平成31年4月 一部改正実施
- 14 令和4年4月 一部改正実施
- 15 令和5年4月 一部改正実施
- 16 令和6年4月 一部改正実施
- 17 令和7年4月 一部改正実施

1－2 【やえせ高等支援学校】成績評価等に関する内規

(趣 旨)

この内規は、沖縄県立特別支援学校管理規則（以下「管理規則」という）の規定に基づき定めるものとする。

第1章 総則

(教育課程の履修)

第1条 この規定で「履修」とは、学校が定める教育課程の教科・科目の授業及び特別活動に当該学年を通して参加し、その出席時数が授業時数の3分の2以上であることをいう。

第2章 学習の評価

(評価の方法)

第2条 学習成績の評価は、「各教科等における個人目標を達成できたか」を観点の基本とし、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で行う。

第3条 3観点の学習の評価は、次の資料に基づいて総合的に行う。

- (1) 授業での発言、ノートやワークシートの記述及び実技等
 - (2) 提出物及び宿題
 - (3) 平素の授業参画状況
- 2 学年末の学習評価は、年間の総合的な評価を行う。

第4条 評価は3観点の達成度に基づき総合的に行い、基準は以下の通りとする。

【評価基準】

- | | |
|----|-------------------------------|
| 5： | 各教科等における個人の各目標に対して、十分に達成している。 |
| 4： | 概ね達成している。 |
| 3： | ある程度達成している。 |
| 2： | 達成が不十分である。 |
| 1： | 努力を要する。 |

第3章 単位の認定

第5条 校長は、高等部の生徒が学校の定める指導計画に従って、各教科、科目等を履修し、その成果が教科及び科目等の目標からみて満足できると認められる場合には、当該学年の学年末において、その各教科・科目等について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

2 校長は、教育上有益と認めたときは、生徒が当該校長が定めるところにより他の高等学校等において一部の科目を併修して単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 校長は、教育上有益と認めたときは、当該校長の定めるところにより生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

(1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

(2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格に係る学修

(3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等部の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

4 前2項の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は20を超えないものとする。

第4章 卒業及び修了の認定

(卒業の認定)

第6条 校長は、幼児又は児童生徒が所定の課程を履修し、その成果が満足できるものと認められる場合は、当該幼児又は児童生徒の卒業又は修了を認定する。（沖縄県立特別支援学校管理規則第34条）

(卒業・修了判定基準)

第7条 修了・卒業判定基準は原則として「出席すべき日数の2/3以上出席した生徒」とするが、最終的には、個々の障害の特性を考慮し校長の判断による。

第5章 原級留置

(原級留置)

第8条 次の各号のいずれか、1つに該当する者は、原級に留め置くものとする。

① 出席日数が、年間授業日数の3分の2に満たない場合。

② 当該学年の各教科・科目の出席時数が、3分の2に満たない場合。

2 同一学年の原級に留まる期間は原則として2年とする。

付 則

1 この内規は、平成28年度入学者から適用する。

2 令和5年4月一部改正

2 出欠席に関する内規

(遅刻・欠課・早退の取り扱い)

第1条 始業時の時鐘が鳴り終えた後に、入室した者は、遅刻とする。ただし、15分以上の遅れた場合は、欠課として扱う。

朝のHRの点呼は、8時45分を起点とする。

2 授業終了前に退席する者は、欠課とする。

3 学校が認める遅刻・早退は出席扱いとする。

(欠課・出欠席の取り扱い)

第2条 校時の始業15分以後に入室した者は、欠課として扱う。

第3条 学校が認める欠課は、出席扱いとする。

第4条 公欠は出席とみなし、次に該当する者とする。

- ① 学校代表（生徒会・学年・クラスを含む）として、各種競技大会・集会に参加を認められた場合。
- ② 学校検診の結果、再検査または精密検査を必要とする場合。ただし、学校検診の未受診者は除く。
- ③ 校時中に発生した事故のため病院、保健室等にいる場合（その日1日以内）
- ④ 就業体験のための事業所面接
- ⑤ その他、教育上特に必要と認められた場合。

第5条 出席停止・忌引等による欠席は、授業日数から差し引き、欠席日数に含めない。

(出席停止の取り扱い)

第6条 次の場合は、出席停止として取り扱う。

- ① 学校保健安全法第19条による、出席停止の日数。
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の一部を休業にした場合の日数。
- ③ 学校教育法施行規則第48条による、非常変災等の事由により欠席した者。
- ④ 停学処分を受けた者の日数。定期考査の受験は別室で行う。また、学校行事への参加は、原則認めない。ただし、学校取扱金に関わる場合には職員会議等に諮り、決定する。

(忌引の取り扱い)

第7条 忌引き日数は、次の通りとする。（日曜日を含む）

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 父母 7日 | ② 祖父母・兄弟・姉妹 3日 |
| ③ 曾祖父母・伯叔父母 1日 | ④ その他同居の親族 1日 |

細 則

- 1 学校が認める早退とは、感染症等により養護教諭が指示したもの。
- 2 学校が認める遅刻・欠課とは、交通機関・災害などの不可抗力による事故のために遅刻・欠課をした場合を言う。
- 3 第4条④号は、(1)転入学を許可されて、修学するまでの日数、(2)地域の諸行事への参加について、主催者より依頼（公文書）のある場合を含む。
- 4 生徒・保護者等からの届出欠席・欠課の連絡期間は、事故から1週間以内を有効とする。

(等の取り扱い)

第8条 次の場合は、等として取り扱う。

- ① 選抜検査等のための受験に伴う出欠 ※ 詳細は 7. 進学・就職に関する規定 にあり

附 則

- 1 この内規は、平成19年10月1日から適用
- 2 平成23年4月 一部改正実施
- 3 平成26年3月 一部改正実施
- 4 平成31年4月 一部改正実施
- 5 令和4年4月 一部改正
- 6 令和5年4月 一部改正

3 表彰に関する内規

(趣 旨)

第1条 本校生徒として本分を守り、学校生活によく精励し、性行・学業・出席状況ともに他の生徒の模範となる生徒を表彰し、益々の精進を期するために定める。

(表彰の種類と基準)

第2条 表彰の種類と基準は次の通りとする。

- ① 3カ年皆勤賞 3カ年を通して、欠席・遅刻・欠課のない者
- ② 3カ年成績優秀賞 3年連続で成績が4.8（小数第2位四捨五入）以上で、それぞれの科目が評定3以上の者
- ③ 生徒会活動 生徒会役員で、生徒会活動に特に顕著な成績のあった者（性行・学業・出席状況も良好である）
- ④ 成績優秀賞 当該学年の成績が4.8（小数第2位四捨五入）以上で、それぞれの科目が評定3以上の者
- ⑤ 1カ年皆勤賞 当該学年の1年間を通して、欠席・遅刻・欠課のない者
- ⑥ 特別活動賞 部活動等で顕著な成績を収めた者
- ⑦ その他必要と認めた者

(推薦の方法)

第3条 表彰される者の推薦は、次の通り行うものとする。

- ① 3カ年皆勤賞、3カ年成績優秀賞は、クラス担任より提案し、3学年会で審議し、推薦する。
- ② 生徒会活動賞は、生徒会顧問が推薦する。
- ③ 成績優秀賞、1カ年皆勤賞は、クラス担任より提案し、各学年会で審議し、推薦する。
- ④ 特別活動賞は、部活動顧問等より推薦する。

(表彰の選考)

第4条 表彰される者の選考は、職員会議において行う。

(表 彰)

第5条 表彰は学校長が行い、賞状と賞品を贈る。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、次の通りとする。

- ① 3カ年皆勤賞は卒業式当日行う。
- ② 3カ年成績優秀賞・生徒会活動賞・成績優秀賞・1カ年皆勤賞・その他の賞は卒業予行の日に行う。ただし、1・2年生の成績優秀賞・1カ年皆勤賞は修了式に行う。

附 則

- 1 この内規は、昭和46年4月より適用する。
- 2 平成18年以前は省略
- 3 平成19年4月1日 一部改正し適用
- 4 平成23年4月1日より 一部改正し適用する。
- 5 平成29年2月より一部改正し適用する。
- 6 令和7年4月より一部改正し適用する。

4 考査に関する心得

考査期間中は、日頃の学習成果が十分に発揮できるよう、下記の事項に留意すること。

- 1 机の配列は5～6列とする。特に左右の間隔は十分に広げ、窓側より番号順に着席する。尚、30名以下は5列、30名超は6列とする。
- 2 机の上の落書き等は前もって消しておく。机の中は空にする・机の横には何もかけない。机の上には考査に必要な筆記用具のみを置ける。窓際に教科書等の私物を置かない。筆箱などは、教室の後方に置く。
- 3 考査中の筆記用具の貸借や私語は厳禁する。
- 4 考査開始後、15分以上遅刻した場合も受験する。ただし、欠課となる。
- 5 答案は、考査終了前に提出してはならない。
- 6 答案の提出に当たっては、監督者の指示に従う。
- 7 問題等に不明な個所があれば、挙手をして監督者の指示を受ける。
- 8 考査と考査の間の休み時間は15分とする。
- 9 試験時間中に携帯電話にふれてはいけない。
- 10 その他、不正行為の疑いを持たれるような行為はしない。
- 11 監督者の留意事項
 - ① 不正行為を誘発するような雰囲気をつくらないように留意する。
 - ② 不正行為を発見したときは、内規第6条により処置する。

附 則

- 1 この心得は、昭和46年4月より適用
- 2 昭和46年5月 一部改正
- 3 平成3年2月 一部改正
- 4 平成31年4月 一部改正実施

内規第6条 不正行為を行った者に対しては、次の処置をとる。

- ① 監督者は、その事実及び氏名を確認のうえ、証拠品を押収し、当該考査終了後、当該生徒を会議室に連れていき、生徒指導部へ連絡、引き継ぐものとする。
- ② 生徒指導部は不正行為の有無を確認し指導を行い、当日の後の考査を受けさせる。
- ③ 当該科目の得点は、0点とする。
- ④ 管理規則第44条規定に基づいて、懲戒による指導を行う。

5 技能審査の成果に対する単位認定

附 則

- 1 平成31年3月制度廃止により全文削除とする。

6 生徒の外国留学に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、沖縄県高等学校管理規則第22の2及び沖縄県立特別支援学校管理規則25条に基づき、本校生徒の外国の高等学校への留学に関し、その手続き、条件、単位の認定、復学及び卒業等について必要な事項を定めるものとする。

(留学の出願・許可)

第2条 外国の高等学校（外国の高等学校とは、外国における正規の後期中等教育機関という。以下同じ）に留学しようとするものは、保護者等との連署のうえ留学願いを校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の留学願いを受けた場合は、教育上有益であると認めるときは、留学を許可することができる。

(留学の手続き)

第3条 外国の高等学校に留学しようとする者は、次の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 留学願い
- (2) 留学先の高等学校の受け入れを証する書類
- (3) 留学先の高等学校の教育課程に関する書類

(許可の条件・取消)

第4条 留学の許可を受けることができる者は、次の(1)、(2)、(3)項に該当するものとする。

- (1) 留学の事由が正当であること。
- (2) 本校在学中の学習成績及び出席状況が良好であること。
- (3) 留学先での学校生活については、保護者等が責任を負うこと。
- (4) 校長は、生徒に留学理由と異なる事態が生じたときは、留学の許可を取り消すことができる。

(留学の時期及び期間)

第5条 留学の時期は、原則として2学期始めとする。

- 2 留学の期間は、原則として1ヶ年とする。但し、校長は、教育上有益と認める時は当該留学を更新することができる。

(単位の認定)

第6条 校長は、留学を許可された生徒について、外国の高等学校における単位修得証明書に基づき、30単位以内の範囲で本校の単位修得として認定することができる。

- 2 単位の認定にあたっては、各教科・科目ごとではなく、包括的に扱うものとする。

(復学の手続き)

第7条 留学したものが復学しようとするときは、次の書類を校長に提出して許可を受けなければならない。

- (1) 復学願
- (2) 留学した高等学校における単位修得証明書及び時間割表、又はこれに代わる書類。

(復学の許可)

第8条 校長は、学年の途中で留学した生徒に対し、第6条の規定に基づき、留学時点の一つ上の学年に復学させることができる。

- 2 前項の規程にかかわらず、当該生徒が留学時点の学年に復学を希望する場合は、これを認めるものとする。

(卒業)

第9条 校長は、生徒が3学年の途中で留学した生徒に対し、第6条の規定に基づき学年途中で卒業を認定することができる。その場合、卒業の日付は、校長が定めるものとする。

付 則

- 1 この規定は、平成9年4月1日から施行
- 2 平成28年3月一部改正
- 3 令和4年4月一部改正

V 施設等の使用管理に関する規程

1. 防火防災規程

(主旨)

第1条 本校職員生徒は、学校愛護の精神に則り、防火並びに防災の完璧を期するため、沖縄県立高等学校管理規則（平成12年教育委員会規則第7号）・沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年教育委員会規則第8号）及び本規程に基づき常時厳重なる注意をもって、その任に当たり未然の防止に努め、安全教育の徹底を図らねばならない。

(目的)

第2条 前条の主旨に基づき次の目的を達成するようつとめなければならない。

- 1 不慮の災害に対する認識を深める
- 2 災害予防思想の昂揚
- 3 緊急な体制の確立（冷静・迅速・適切なる処置）

(予防対策)

第3条 前条各号に添うべく学校は次の予防対策を講じなければならない。

- 1 校内各施設ごとに管理責任者（火気取扱責任者）を配置して常時管理する。
- 2 火気を使用した場合は細心に点検して残火の有無を確かめ、下校の際は必ず警備員に連絡すること。
- 3 火気及び電力の使用は、その都度教師の指導・監督のもととする。
- 4 警備員及び週番は勤務中たえず火気予防に留意する。
- 5 重要書類、その他重要物品は、火災の際直ちに搬出できるように「非常持出」の赤文字を貼っておく。
- 6 職員は非常時出品、発火性薬品等の所在場所、火気を用いる場所・電源・防火器具等の所在場所等を熟知しておく。
- 7 非常事態にそなえ、避難計画を別に定める。
- 8 避難、非常召集の訓練を臨時に実施する。
- 9 その他安全を図るため、必要な措置を講じる。

(処置)

第4条 万一非常事態が発生した時、職員・生徒はまず安全を第一に心がけ、次の処置を心得ておくものとする。

- 1 火災等を発見、認知したときは、大声で最寄りの職員・生徒に知らせるとともに、自衛消防本部に連絡する。
- 2 自衛消防本部は、放送設備で学校全体に知らせるとともに、消防署へ通報し、かつ自営消防隊の体制を敷く。
- 3 職員は、生徒を避難経路に沿って安全な場所へ誘導し、速やかに各自の分担任務につく。
- 4 その他、その時の状況によって臨機応変に対応し、人災その他の被害を最小限度に食い止めるように努める。
- 5 夜間及び休日に火災等が発生した場合には、警備員は、初期消火に努めるとともに警報器を鳴らし、消防署に通報し、校長、教頭及び事務長に連絡しなければならない。また、職員は連絡を受け次第速やかに出勤し、その任務に当たるものとする。

(組織編成)

第5条 非常事態にそなえ組織編成を次のとおり定め、主旨の徹底に万全を期するものとする。

- 1 指揮係（防火防災の計画訓練実施の指揮をとる）
- 2 避難誘導係（生徒を避難場所へ誘導する全体指揮にあたる）
- 3 通報連絡係（校内報知、消防機関への連絡にあたる）
- 4 消火係（初期消火活動及び公設消防隊に協力して消火作業にあたる）
- 5 物品搬出係（重要書類等の搬出および管理にあたる）
- 6 警備係（校内を巡視して生徒の安全確保、不審者の侵入、盗難予防にあたる）
- 7 救護係（負傷者の応急処置及び医療機関への連絡にあたる）

第6条 施設管理部は毎年度はじめに防火防災計画及び組織編成を行うものとする。

附 則

- 1 この規程は令和4年4月一部改正

2. 図書館利用規程

第1条 図書館の利用は、本校生徒・職員並びに学校長の許可を受けた者のみ認める。

第2条 図書館は、休日以外の日が開館する。但し、学校行事や書架整理等の日には臨時に閉館する。
長期休業期間の図書館の開閉については、図書館係職員・司書の協議によりこれを決定する。

第3条 開館時間は午前9時から午後5時までとする。

第4条 図書館利用規程を守らない者は、入館又は図書の貸出を一定期間禁止する。

第5条 館内の心得は次の通りとする。

- 1 帽子・カバン・自己所有の図書はロッカーに置き、館内には学習用具以外のものの持ち込みはしない。
- 2 図書や図書以外の資料は、清潔な手で取り扱い、切り取りやアンダーライン、ページの端を折ったり、書き込みなどはしない。
- 3 使用した図書や図書以外の資料は、正確に元の位置に戻しておく。
- 4 館内では正しい姿勢、まじめな態度で読書研究をなし、他人に迷惑になる談笑・雑談はしない。
- 5 いす・机・その他の備品を勝手に移動したり汚損したりしない。
- 6 館内の美化には協力する。
- 7 玄関でスリッパに履きかえ、使用後はきちんと片付ける。
- 8 靴はきちんと靴箱へ入れ、すのこには、土足であがらない。
- 9 使った腰掛けは、使用後テーブルの下に戻す。
- 10 館内での飲食はしない。
- 11 携帯電話の使用はしない。

第6条 貸出は次のことを厳守する。

- 1 原則として休憩時間・放課後行う。
- 2 貸出期間は1週間とする。貸出冊数は通常3冊までとし、休前日は5冊とする。
長期休業期間については、図書館係職員・司書の協議によりこれを決定する。
- 3 貸出中の図書は期限内に返却しなければならない。但し、期限内でも返却の請求があれば直ちに返却しなければならない。

- 4 貸出の手続き
身分証明書と借りる本をカウンターで提示する。コンピュータ処理は、係が行う。
- 5 返却手続き
 - ① 返却する本をカウンターで提示し、コンピュータ処理後書架にもどす。コンピュータ処理は係が行う。
 - ② 閉館時の返却は、ブックポストに入れる。
 - ③ 休学、転学、退学、卒業生は担任で前もって確認し、図書の返却をする。職員は休職、転勤、退職の際は直ちに返却する。
- 6 他の人にまた貸ししたり、他の人の名前で借りない。

第7条 図書館施設の利用は次のとおりとする。

- 1 生徒の学習や図書委員の活動を優先する。
- 2 授業時間中に図書館を利用する場合は、進路相談支援システムで施設予約を行い、あらかじめ係の許可を受ける。

第8条 貸出禁止の図書館資料

「館内」・「禁帯出」ラベルの貼られている図書及び資料・新聞・最新号の雑誌・貴重書等は、貸出を禁止する。但し、必要と認めた場合は、特別貸出することができる。

第9条 使用中の図書を破損、汚損、紛失した時は、同一種類の図書を弁償する。

第10条 各クラスの図書委員は、係教諭及び司書の指導の下に諸活動を行う。

第11条 リクエスト制度について

- ① 貸出中の本を借りたい場合は、予約票に所定事項を書き込んで予約する事ができる。
- ② 利用したい本が蔵書として図書館にない場合は、購入希望することができる。但し、購入の可否は、図書館係教諭・司書の協議によりこれを決定する。

附 則

- 1 この規程は昭和47年4月1日から施行する。
- 2 平成24年5月一部改正し適用する。
- 3 平成28年3月一部改正し適用する。

3. 体育館等施設管理運営規程

第1条 この規程は体育館の適切な管理運営を期するために定める。

第2条 前条の目的を達成するために体育館管理運営委員会をおく。

第3条 委員会は次の者で構成する。

教頭・事務長
保健体育科
生徒指導部クラブ係
図書部視聴覚係

第4条 委員会は体育館等の管理運営維持について、協議し処理する。

第5条 委員会に次の責任者と係をおく。

1. 委員長
2. 施設及び備品係
3. 舞台及び放送係

第6条 委員長は委員の互選により係は委員長が委嘱する。

第7条 委員会は必要に応じて開くものとし、委員長が召集する。

第8条 体育館の使用は、次の通りとする。

1. 授業
2. 特別教育活動
3. 学校行事
4. その他学校長が許可する行事

第9条 生徒授業、特別教育活動、学校教育活動、学校行事以外に使用する場合、学校長の許可を受けなければならない。

第10条 体育館の開館時間は、次の通りとする。

平日・・・午前8時30分～午後7時

学校長が必要と認めた時は、時間を変更することができる。

第11条 体育館の休館日は、次の通りとする。

1. 国民の祝祭日
2. 土・日曜日
3. その他必要と認めた時

但し、学校長が必要と認めた時は、開館することができる。

第12条 本校の職員生徒以外の者の体育館使用については「沖縄県立学校施設に関する規則」（県教育委員会規則第17号）による。

第13条 体育館を使用するものは、体育館使用心得を必ず実行しなければならない。

第14条 この規程の改廃は職員会議によって行う。

附 則

- 1 この規程は平成10年4月1日より施行する。

4. 体育館施設使用心得

1. 特に多数の入場者が予定される場合は、体育館の秩序を保つため、必要な整理員を置き、事故防止につとめること。
2. 施設・備品はていねいに取り扱い、破損しないこと、使用後はもとの位置になおす。
3. 体育館を使用後は、必ず清掃と戸締まりを行い、整理整頓に心がける。
4. 許可なく施設・備品を改装しないこと。
5. 無断で備品の位置を移動しないこと。
6. 職員・生徒が体育館を使用する場合は専用シューズを使用し、外来者の場合は上履き以外の履き物は使用しないこと。（特に革底靴・サンダル・ツッカケ・下駄・ブーツ・革履等）
7. 履物を室内に携帯する場合はビニール袋に入れること。
8. 館内は飲食禁止とする。
9. 備品・用具は、館内用と館外用とは区別して使用すること。
10. 節電・節水・火気に充分留意すること。
11. 部屋は、許可なく、その目的以外に使用しないこと。
12. 体育館の建物、施設備品を破損或いは消失したり、又は、破損個所をみつけた場合は、ただちに係に申し出ること。
13. 体育館の施設備品を破損・消失した場合は相当代価を弁償しなければならない。

5. プール使用心得

（本校のプールは、25mの7コース、水深1 m20cmで、中央部1 m30cmの競泳用に造られている）

1. 泳者は、水泳着及び水泳帽を使用すること。

2. 水に入る前にシャワーで頭（整髪油を落とす）と全身を流してから十分な準備運動をする。
3. 本校のプールでは、飛び込みを禁止する。
4. ヘアピン、ガム等は循環装置の故障の原因になるので禁止する。
5. プールサイドは走らないこと。
6. ふざけたり、騒いだり、他人に迷惑にならないように注意すること。
7. 泳いだ後は充分洗顔し、シャワーで全身を洗い流す。
8. プールの使用については教師の指示に従うこと。
9. 休み時間及び昼休みは使用を禁止する。放課後の使用は原則として禁止する。
10. 授業時間外の使用については、責任者（本校教諭）の許可を得て、指導監督の下で使用する。
11. 安全面に配慮し、指導者を複数名配置する。
12. 夜間は使用を禁止する。
13. 次の者は泳がないこと。
（ア）運動制限のある者 （イ）感染症の者 （ウ）体調不良の者
14. 部外者の使用を原則として禁止する。プールの使用については、プール使用心得を順守し、「県立学校施設使用に関する規則」による。
15. 万一事故がある場合には、その処置は緊急体制に関する規程による。

附 則

1 平成31年4月一部改正

6. 学校車（マイクロバス・ワゴン車）の管理・運用に関する規程

（目的）

第1条

- (1) この規程は、学校車（マイクロバス・ワゴン車）の管理・運用に関し必要な事項を定める。
- (2) 学校車を生徒の輸送等に活用することにより、学校行事、部活動等の向上及び活性化を図る。

（管理運営）

第2条 学校車の管理運営については次に定める通りとする。

- (1) 管理責任者は校長とする。
- (2) 管理運用は教頭の指示を受けて部活動係がこれに当たる。
- (3) 管理責任者は車検、定期点検、修理等、必要に応じて行い、学校車の安全運行のための最大の措置を講じる。
- (4) 点検整備責任者を置くものとする。
- (5) 部活動係は、学校車の使用、貸出についての連絡調整及び処理を行う。
- (6) 学校車の維持管理・運用に必要な経費は（燃料費含む）、学校車管理運営費により支出する。
- (7) 学校車に関して緊急な事項がある時は、学校運営委員会で協議する。

（会計）

第3条 学校車の管理運営のために、会計はPTA書記がこれに当たるものとする。

- (1) 会計帳簿として、収入簿、支出簿及び現金出納簿を備える。

（使用対象及び優先順位）

第4条 学校車の使用対象は、次のいずれかに該当する場合とする。但し、複数の申込がある場合は、人員、輸送距離、使用回数を考慮し、部活動係及び申込責任者の協議により、優先順位を決定する。

- (1) 学校行事、生徒会行事の生徒及び物品の輸送
- (2) 公式試合、文化系の競技大会及びそれに準ずる生徒輸送
- (3) 練習試合及び部活動のための生徒輸送
- (4) 本校職員、PTA会員、同窓会会員の諸活動

- (5) その他、学校長が認める場合

(使用手続き)

第5条 学校バスを使用する責任者は、次の手続きを経て使用するものとする。

- (1) 所定のシステムで学校車使用の予約を行う
- (2) 部活動係は第4条の使用順位に従って使用させるものとする。
- (3) 使用責任者は、使用3日前までに学校車使用予定表に記入し、係と調整する。
- (4) 使用責任者は、所定の場所から鍵を受け取り、使用日誌（車内）に必要事項を記入する
- (5) 使用責任者は、使用後、所定の場所に鍵を返却する。

(使用上の厳守事項)

第6条 学校車の使用責任者及び運転責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 学校車の運転手は、当該免許の所有者であること。
- (2) 出発前の点検（燃料、水、オイル、ブレーキ等）を実施する。
- (3) 乗車定員を守ること。
- (4) 常時安全運転に努め、安全駐車を守ること。
- (5) 目的以外の使用並びに管理責任者の許可なしに他人に貸与しないこと。
- (6) 使用後は、車内・外の清掃をすること。
- (7) 運行日誌を必ず記入すること。
- (8) 対人、対物の事故又は自損行為の事故があった場合は、すみやかに処理し、事故報告書を作成して校長へ提出すること。
- (9) 運転者の道路交通法違反による反則金、罰則等については、当該運転者の責任とする。
- (10) 外部団体の使用者は、利用後、燃料を満タンにし、洗車をさせて納車すること。

(学校車の維持管理)

第7条 次の事項は、学校車管理運営費で充てる。

- (1) 燃料費
- (2) 修理費
- (3) 車検、定期点検及び保険料
- (4) その他の維持費

(学校車の安全運行に必要な文書の保管)

第8条

- (1) 学校車使用許可申請書
- (2) 学校車使用予定表
- (3) 学校車運行日誌

附 則

- 1 この規程は平成7年9月1日より実施する。
- 2 平成8年4月 一部改正
- 3 平成12年4月 一部改正（ワゴン車購入に伴う）
- 4 令和4年4月 一部改正

VI 諸 会 則

1. 沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校PTA会則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、南部商業高等学校・やえせ高等支援学校PTAと称し、事務所を南部商業高等学校内に置く。
- 第2条 本会は、南部商業高等学校および併設するやえせ高等支援学校の保護者等と教職員並びに本会の趣旨に賛同する者を会員とする。

第二章 目的及び事業

- 第3条 本会は、両校の教育の向上発展を期し、学校・家庭・社会が一体となって望ましい教育環境実現に努力することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 生徒の教養文化活動の事業援助に関する事
 - 2 生徒の保健体育活動の事業援助に関する事
 - 3 生徒の生活指導及び進路指導に関する事
 - 4 会員の研修並びに親睦に関する事
 - 5 会員・生徒の厚生福祉に関する事
 - 6 その他両校の教育上必要な諸事業

第三章 機関及びその職掌

- 第5条 本会は、前条の事業を行うために次の機関を設ける。
- 1 総会
 - 2 評議員会
 - 3 部会
 - 4 学年PTA
 - 5 学級PTA
- 第6条 総会は、毎年5月に定期総会を開く。但し、会長または評議員会において必要と認めたとき、臨時総会を開くことができる。
- 第7条 総会は、次の事項について審議決定する。
- 1 会則の改正
 - 2 事業計画及び予算の承認
 - 3 会務報告、決算報告
 - 4 会長、副会長及び監事の選任
 - 5 本会の目的達成に必要な事項の決定
- 但し、緊急を要する場合には評議員会をもって総会に代えることができる。
- 第8条 評議員会は、会長が必要と認めたとき、臨時に開くことができる。
- 第9条 評議員会は、次の事項について審議する。
- 1 総会に附議する事項の審議
 - 2 会長、副会長、監事候補者の推薦
 - 3 部会、学年PTA、学級PTAから具申された事項の審議

- 4 各部員の選出
- 5 その他緊急を要する事項の審議決定

第10条 学年PTA、学級PTAは、随時自主的に構成運営する。

第11条 部会は総会、評議員会の決議事項の執行にあたる。その職掌は次のとおりとする

- 1 総務部 会務の総覧と予算決定に関すること及び会員の研修、厚生、慶弔に関すること
 - *年間のPTA活動の計画、総括
 - *PTA宿泊研修等の計画、実施
- 2 環境整備部 教育施設の整備、改善に関すること
 - *合同作業の計画、実施
 - *校内緑化に対する協力
- 3 保健体育部 生徒の保健体育活動、会員のレクに関すること
 - *体育系行事への協力
 - *会員のレク等の計画、実施
- 4 生徒指導部 学校内外の生徒指導に関すること
 - *挨拶運動の計画、実施
 - *夜間校外補導
- 5 進路指導部 学校内外の進路指導に関すること
- 6 広報部 PTA会報（新聞）等に関すること
 - *年2回新聞発行（7月、3月）
- 7 母親委員会 家庭教育と保護者等の資質向上を図ることとともに生徒の教養文化活動に関すること
 - *P母親指導者研修会

第四章 役員

第12条 本会の次の役員を置く。

- 1 会長 1名（保護者等）
- 2 副会長 5名（保護者等4名・教頭2名）
- 3 監事 4名（保護者等3名・教職員1名）
- 4 各専門部・正副部長（正＝保護者等、副＝保護者等・教職員）
- 5 幹事 3名（教職員2名・事務長）
- 6 各学年委員長 6名（保護者等からの評議員代表3名・教職員からの評議員3名）
- 7 顧問 若干名（本会役員経験者・学校長）

第13条 役員は、次の手続きにより選任し、その任期は一ヶ年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、役員の任期満了の場合でも後任者の就任まで前任者がその職務を行うものとする。

- 1 会長、副会長、監事は評議員会で、推薦し総会において選任する。
- 2 各専門部員は、保護者等及び評議員の互選により選出する。
- 3 評議員は、各学級の保護者等から2名及び教職員から4名（南部商業から学年代表1名、やえせ高支から代表1名）を選出する。
- 4 幹事は、教職員の中から推薦し、会長がこれを任命する。
- 5 顧問は、評議員会の承認を経て本会の役員経験者より会長が選任する。

第14条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総括し、会議を招集し、その議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 評議員は評議員会を構成し、事業計画及び予算・決算並びに重要事項を審議し決定する。

- 4 監事は会計を調査し、定期総会において報告する。
- 5 幹事は庶務会計を処理する。
- 6 顧問は本会の組織、運営について助言し相談をうける。

第五章 表 彰

第15条 本会は、本会活動に協力しその功績が顕著で会長が推薦し、総務部会で同意を得た者を表彰する。その時期については、総会の日とする。

第六章 会 計

第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第17条 本会の会費は毎月700円とする。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第19条 本会の収支決算は、監事の監査を受け、評議員会の承認を経て総会において報告しなければならない。

附 則

- 1 本会には次の帳簿を備える。
 - (1) 会 則
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 金銭出納帳
 - (5) 費目別出納帳
 - (6) 活動記録簿
 - (7) 被表彰者名簿
- 2 本会則の改正は、評議員会の審議を経て、総会の議決によって改正することができる。
- 3 本会則は、昭和46年6月5日より施行する。
- 4 平成8年4月一部改正、同年4月より施行する。
- 5 平成10年3月一部改正、同年5月より施行する。
- 6 平成14年5月一部改正、同年5月より施行する。
- 7 平成15年5月一部改正、同年5月より施行する。
- 8 平成26年5月一部改正、同年5月より施行する。
(第六章の会費の改定については平成16年4月1日から施行する)
- 9 平成29年5月一部改正、同年5月より施行する。
(やえせ高等支援学校の併設により2条、3条、4条、12条、13条の改正)
- 10 平成30年5月一部改正、同年5月より施行する。
(1, 名称にやえせ高等支援学校の挿入改正。第1条にやえせ高等支援学校の挿入改正)
(第12条2、副会長を教頭2名の改正)
- 11 令和4年4月一部改正

2. 家庭教育支援会議設置要項

(名称)

第1条 この組織は、沖縄県立南部商業高等学校PTA家庭教育支援会議（以下「支援会議」という）と称し、事務局を校内に置く。

(支援会議の目的)

第2条 支援会議は、本校PTAを中心として、家庭教育に困窮している保護者等に対して積極的な支援を行い、生徒の犯罪や非行を未然防止することを目的とする。

(支援会議の構成)

第3条 支援会議の構成員（以下「委員」という）は、次のとおりとする。

- (1) 校長 (2) 教頭 (3) 生徒指導主任 (4) PTA会長 (5) PTA副会長
- (6) PTA生徒指導委員長 (7) PTA母親代表者 (8) 民生児童委員 (9) 自治会長
- (10) 警察官 (11) 青年団関係者 (12) 学識経験者 (13) 教育相談員（係）
- (14) 中途退学対策係 (15) PTA渉外係

2 この他、支援会議の下に支援チームを結成し家庭教育を支援する。

(任期)

第4条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員)

第5条 支援会議に次の役員を置く。

- (1) 顧問（1人） (2) 会長（1人） (3) 副会長（1人） (4) 書記（1人）

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は会長を代行する。
- 4 書記は、会長の指示により支援会議の事務を処理する。

(支援会議)

第7条 支援会議は、定例会議と臨時会議とし、会長がこれを招集する。

2 定例会議は、隔月（奇数月）第1金曜日に開催し、学校と地域の情報交換を行い、次の事項について決定する。

- (1) 支援対象、支援の内容、方法
- (2) 支援の内容により編成する支援チームの担当者
- 3 支援会議は、校長を通じて会議に必要な情報の提供、学校職員及び関係者の会議への出席を求めることができる。
- 4 支援チームの支援結果の報告を受けその結果を分析・評価して新たな支援の方法等を決定する。

(支援チーム)

第8条 支援チームは、支援会議の決定により必要に応じて編成する。

2 支援チームは、PTAの生徒指導委員会や学校の生徒指導部との連携の基に、必要に応じて外部の専門機関の協力を得て、次のような支援活動を行う。

- (1) 家庭教育で困っている保護者等へ積極的な声かけと相談への対応及び支援
- (2) 問題行動のある生徒に対する声かけと相談などの地域活動
- (3) 市町村単位の地域懇談会の実施及び「たまり場」指導

(守秘義務)

第9条 委員は、プライバシーの保護に配慮し、支援会議の取り組みで得た個人情報に対し守秘義務を負う。

(報告義務)

第10条 会長は、支援会議の活動について校長を通じて教育委員会に定期的に報告を行うものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成13年3月8日から施行する。
- 2 令和4年4月一部改正

3. 沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校同窓会会則

第1条 本会は沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校翔南同窓会と称する。

第2条 本会は南部商業高等学校・やえせ高等支援学校卒業生をもって構成する。

第3条 本会は相互扶助の精神に基づき、南部商業高等学校・やえせ高等支援学校の卒業生としての自覚と誇りをもって、明朗健全なる母校建設に寄与するとともに、これを通じて全会員の資質の向上とあわせて会員相互の友愛を図り、将来立派な民主的社会人となることを目的とする。

第4条 本会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 理事会
3. 同期会
4. 郷友会

第5条 総会は本会の最高の議決機関であり毎年1回開くことを原則とする。ただし、次の場合に臨時に開催することができる。

1. 学校当局の要求があるとき。
2. 会員の3分の1以上の要求があるとき。

第6条 総会は次の事項を審議決定する。

1. 会則の改廃
2. 予算の決議
3. 会長の提案事項
4. その他必要事項

第7条 総会の正副議長は同窓会の正副委員会がこれをつとめる。

第8条 総会議事の記録は書記が担当する。

第9条 理事会は次のメンバーをもって構成する。

各同期会の代表5名 各郷友会の代表1名

第10条 理事会は総会にかわって次の事項を審議決定することができる。

1. 会則の改廃
2. 予算の決議
3. 会長の提案事項
4. その他必要事項

第11条 同期会は各期の卒業生をもって構成する。

同期会は会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名の役員をおき、これらの役員は本会の理事にあたる。

第12条 郷友会は本会に所属する会員の出身中学校別に構成し、その代表1名は本会の理事にあたる。ただし、那覇・離島はその限りでない。

第13条 本会に次の役員をおく。

1. 同窓会々長（1名）
2. 副会長（2名、女1名）
3. 書記（1名）
4. 会計（1名）

第14条 役員の選出は理事会で推薦し、総会でもって承認する。

第15条 同窓会々長は本会を代表する。

第16条 本会役員の任期は1ヶ年とする。（3月より翌年2月）、次年度の役員は3月に選出する。

第17条 本会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。

第18条 本会は会費1人当たり、1,000円を毎年卒業式前に納入する。

第19条 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月28日に終わる。

第20条 本会に次の帳簿をおく。

1. 会則および諸規約
2. 会員名簿
3. 議事録
4. 会計簿
5. その他必要な書類

第21条 本会々則の改廃は総会の出席会員の3分の2以上の承認を必要とする。

第22条 本会の事務局は南部商業高等学校内に事務所をおくものとする。

附 則

- 1 本会則は昭和49年3月1日より効力を有する。
- 2 令和5年3月一部改正

4. 沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校職員互助会規約

第1条 本会は、本校職員を持って組織する。

第2条 本会は、会員相互の親睦並びに扶助を目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために、幹事をおくものとする。

第4条 本会は、会費及び寄付金を持って運営する。

第5条 本会の会費は 月1,000円とする。

第6条 本会の幹事は、各教科持ち回りで学期交替とする。

1. 英語科・社会科・理科・家庭科・事務
2. 商業Aグループ
3. 国語科・数学科・体育科・芸術科・養護
4. 商業Bグループ
5. やえせ高支

第7条 慶弔金の支出は、次の通りとする。

項 目		金 額	備 考
結 婚		5 , 0 0 0 円	
出 産		5 , 0 0 0 円	
不 幸	本 人	5 , 0 0 0 円	
	家 族	2 , 0 0 0 円	同 居 の 1 親 等
病気・負傷	本 人	5 , 0 0 0 円	入 院 を 要 す る

第8条 幹事は収支明細書を作成し教頭の監査を受け、職員に報告する。

細 則

- 1 第7条の項目以外へ支出する場合は、その都度協議する。
- 2 積立金が不足する場合は、臨時に徴収する。
- 3 会員が不慮の災害を被った場合は、職員会議に諮り、見舞金を定める。

附 則

- 1 本規約は昭和47年4月1日より適用する。
- 2 昭和54年4月 一部改正
- 3 平成4年1月 一部改正し、平成3年12月に遡及し適用する。
- 4 平成28年3月 一部改正
- 5 平成31年4月 一部改正
- 6 令和2年4月 一部改正